

自 令和 7 年 3 月 1 4 日

至 令和 7 年 3 月 1 4 日

令和 7 年度
遠別町各会計予算審査特別委員会会議録

遠 別 町 議 会

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

開 会 令和7年3月14日 午前10時00分
閉 会 令和7年3月14日 午後 1時40分

◎審査付託事件

- (1) 議案第17号 令和7年度遠別町一般会計予算
- (2) 議案第18号 令和7年度遠別町国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第19号 令和7年度遠別町国民健康保険診療所特別会計予算
- (4) 議案第20号 令和7年度遠別町後期高齢者医療特別会計予算
- (5) 議案第21号 令和7年度遠別町介護保険特別会計予算
- (6) 議案第22号 令和7年度遠別町簡易水道事業会計予算
- (7) 議案第23号 令和7年度遠別町下水道事業会計予算

◎出席委員（7名）

委 員 長	白 井 金 治	副 委 員 長	山 下 悟
委 員	橋 本 初 昭	委 員	大 石 幸 夫
委 員	山 本 仁 美	委 員	白 幡 広 喜

◎欠席委員（0名）

◎職務のため出席した議員（地方自治法第105条の規定による出席）

議 長 小 森 嘉 孝

◎本委員会に説明のため出席した者

町 長	國 部 雅 人	代表監査委員	田 中 雄 志
教育長職務代理者	小 田 中 紀 仁	農業委員会会長	妻 沼 浩

◎町長等の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	富士原 栄 治	建設課長	高 田 博 之
総務課長	坂 川 敏 文	出納室長	佐 藤 克 久
住民課長	西 尾 英 樹	病院事務長	齊 藤 晶 夫
福祉課長	小 林 大 輔	教育次長	緒 方 章
経済課長	小 森 正 広	農業委員会事務局長	小 森 正 広

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 柳 井 宏 紀 係 長 守 屋 佳 貴

会議の経過

令和 7 年 3 月 1 4 日

白井委員長	おはようございます。ただいまから、昨日に引き続きまして予算審査特別委員会を開催いたします。本日の出席委員は、6 名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の特別委員会を開きます。なお、小森議長においては、地方自治法第 1 0 5 条の規定による権限での出席となりますことを報告いたします。 議案第 1 8 号、令和 7 年度遠別町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。歳出より行います。1 款総務費、1 1 頁から 1 3 頁の質疑を受けます。質疑ございませんか。ないようですので、1 款総務費を終わります。2 款保険給付費から 8 款諸支出まで、1 3 頁から 1 9 頁、質疑はございませんか。ないようでございますので、歳出を終わります。次に、歳入について行います。1 款国民健康保険税から 7 款諸収入まで、6 頁から 1 0 頁までです。質疑はございませんか。ないようでございますので、歳入を終わります。これをもって、令和 7 年度遠別町国民健康保険特別会計予算に係る質疑は終わります。議案第 1 8 号、令和 7 年度遠別町国民健康保険特別会計予算について、総括質疑を受けます。以上で、令和 7 年度遠別町国民健康保険特別会計予算総括質疑は終わります。 議案第 1 9 号、令和 7 年度遠別町国民健康保険診療所特別会計予算について質疑を行います。歳出より行います。1 款総務費、1 3 頁から 1 7 頁です。質疑を受けます。橋本委員。
橋本委員	それでは、1 3 頁、1 節の報酬なんですけど、確認したいと思います。新年度で新規採用の医師分の人件費、計上しているんでしょうか。
白井委員長	齊藤診療所事務長
診療所事務長	新規採用については、おりません。
	(「聞こえない」との声あり)
診療所事務長	申し訳ございません。新規採用、4 月 1 日からの会計年度任用所長の報酬を見込んでおります。
	(「計上している」との声あり)
診療所事務長	計上しております。すいません。
白井委員長	ほか、質疑はございませんか。以上で、1 款総務費を終わります。2 款医療費から 5 款予備費まで、1 7 頁から 2 0 頁、質疑はございませんか。白幡委員。
白幡委員	予算書の 1 9 頁、施策の 6 7 頁、診療所の外構工事なんですけど、今回、舗装工事に関して 6 0 8 立米、トラックにして約 1 0 0 台ぐらい掘削して搬出するということになるのかと思うんですけど、これ継続事業なんで、なぜ去年のうちに凍上抑制層だとか路盤材を投入して敷均しできなかったのか、その辺ちょっと伺います。

白井委員長	齊藤診療所事務長
診療所事務長	すいません。ちょっとお時間いただければと思います。
白井委員長	暫時休憩いたします。
	休憩（１０：０７） 再開（１０：１７）
白井委員長	休憩を解き会議を再開いたします。高田建設課長、後で答弁をお願いします。それでは、先に進ませていただきます。ほか、質疑はございませんか。以上で、歳出を終わります。次に、歳入について行います。１款診療収入から７款町債まで、８頁から１２頁です。質疑はございませんか。橋本委員。
橋本委員	予算書の１０頁、国民健康保険特別会計繰入金５,２５０万円、これの主な積算内容をお知らせください。
白井委員長	齊藤診療所事務長
診療所事務長	これに関しましては、診療機関に日数に応じて交付されるものであります。まず、国民健康保険僻地直診施設運営費というものにつきまして、これが５,０００万円、それから、同じく施設の運営に係る特別に要した費用ということで２５０万円、合計５,２５０万円となっております。これのうち、へき地施設運営費につきましては、今年度、４月１日から診療所のほうに移行されておりましたので、昨年４月１日から１２月３１日までの２７５日間で６年度については交付されておりましたが、今度、新年度、７年につきましては、１月１日から施設のほうも稼働しておりますので、１月１日から１２月３１日までの３６５日間で交付で、ここにつきましては、入院のほうが大体１日当たり２人から３人以上ということで、５,０００万円交付される計算でございます。
白井委員長	よろしいですか。ほか、質疑はございませんか。以上で、歳入を終わります。これをもって、令和７年度遠別町国民健康保険診療所特別会計予算に係る質疑は終わります。
	（「ちょっと待って。歳入歳出全般ないの」との声あり）
白井委員長	議案第１９号、令和７年度遠別町国民健康保険診療所特別会計予算について、総括質疑を受けます。
	（「いや総括じゃなくて、歳入歳出全般ないのって。総括だと違うんで、質問の意味合いが。一般会計のとき歳入歳出全般あったでしょう」との声あり）
白井委員長	歳入か歳出か、どっち。
	（「全般」との声あり）
白井委員長	それでは、全般で受けますので、歳入歳出、ありますか。橋本委員。
橋本委員	それでは、今年の４月から急性呼吸器感染症、その中で急性上気道炎、いわゆる風邪が２類から５類、インフルエンザとコロナと同じ位置づけになるという情報なんです、診療所の運営上、風邪が５類になった場

	合、どういう変化があるのかお知らせ願います。
白井委員長	齊藤診療所事務長
診療所事務長	すいません。ちょっとお時間いただければと思います。
白井委員長	暫時休憩いたします。
	休憩（１０：２５） 再開（１０：３０）
白井委員長	休憩を解き会議を再開いたします。齊藤診療所事務長。
診療所事務長	遅くなりまして申し訳ございません。変化があったということにつきましては、インフルエンザと同じように、前の予防接種等につきましては国のほうで全部負担で、接種受けられる方につきましては自己負担がなかった部分があったと思うんですが、今度５類になりましたら、インフルエンザと同じように予防接種等につきましては、ワクチン接種につきましては自己負担が発生する……。
白井委員長	橋本委員。
橋本委員	ちょっと違うと思うんですよね、私の期待していた回答と。例えばしたら、コロナ、インフルエンザ罹患して診療所に来た場合、保健所に報告はしなくていいんですか。
白井委員長	齊藤診療所事務長
診療所事務長	２類のときは陽性者の報告、保健所のほうにしておりました。５類になってからは報告のほうはしておりません。
白井委員長	橋本委員。
橋本委員	最後の質問ですけど、だから、それと同じに５類に風邪が位置づけられたってことは、風邪と認定されたら保健所に報告しなきゃならないんでしょう。したら、診療所の運営上どのような変化があるかと聞いているんですから、事務上、事務量が増大して煩雑になるって答えればそれで終わりははずなんですけど、さっきから接種やらワクチンやらって、だから、そういう答えしか、答えはできないんですかね。
白井委員長	暫時休憩いたします。
	休憩（１０：３３） 再開（１０：３５）
白井委員長	休憩を解き会議を再開いたします。齊藤診療所事務長。
診療所事務長	大変申し訳ございませんでした。当診療所につきましては、定点医療機関の指定を受けてありませんので、事務上の取扱いについては、特に変更はございません。
	（「分かりました」との声あり）
白井委員長	よろしいですか。議案第１９号、令和７年度遠別町国民健康保険診療所特別会計予算について、総括質疑を受けます。齊藤診療所事務長。
診療所事務長	大変申し訳ございません。先ほど私、回答いたしましたワクチン等々の発言については、撤回のほうをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

	たします。
白井委員長	その他、質疑はありませんか。ないようですので、以上で、令和7年度遠別町国民健康保険診療所特別会計予算の総括質疑を終わります。 議案第20号、令和7年度遠別町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。歳出について一括質疑を受けます。1款総務費から3款諸支出まで、7頁から8頁です。質疑がないようでございますので、以上で歳出を終わります。続いて、歳入について一括質疑を受けます。1款後期高齢者医療保険料から4款諸収入まで、5頁から6頁でございます。質疑はありませんか。以上で、歳入を終わります。これをもって、令和7年度遠別町後期高齢者医療特別会計予算に係る質疑は終わります。議案第20号、令和7年度遠別町後期高齢者医療特別会計予算について、総括質疑を受けます。質疑はありませんか。ないようでございますので、令和7年度遠別町後期高齢者医療特別会計予算の総括質疑は終わります。 続きまして、議案第21号令和7年度遠別町介護保険特別会計予算について質疑を行います。最初に、保険事業勘定から質疑を行います。歳出について質疑を受けます。1款総務費から2款保険給付費まで、17頁から23頁です。橋本委員。
橋本委員	20頁、18節地域密着型サービス給付費、これユニットのことだと思うんですが、予算ベースで令和5年度で1億4,100万、令和6年度で6,500万、今年の令和7年度で6,000万、2年間で約4,400万の減額になっております。これは遠別町友愛苑のユニットの休止、友愛苑だけの休止の影響なのか、それを教えてください。
白井委員長	小林福祉課長。
福祉課長	地域密着型サービスにつきましては、主に大きなものとして、友愛苑のユニット型、あとグループホーム、友愛苑のデイサービスの3点が今まで該当になっていまして、現状、おっしゃるとおり、ユニットの休止になっておりますので、その分が減ってきている状況でございます。以上です。
白井委員長	橋本委員。
橋本委員	続けて、同じ20頁で、施設介護サービス給付費。これも先ほど5年間の流れで、逆に4,400万増えています。この場合、令和6年度の当初予算、令和7年度の当初予算の考えている給付対象人数をお教え願えますか。
白井委員長	小林福祉課長。
福祉課長	令和6年度につきましては、すいません、施設サービス利用の状況ですが、老人福祉施設と老人保健施設合わせまして、52名の方が6年度については利用されております。同じように、同様に令和7年度についてもこの程度の、若干増えるかもしれないですけど、この同等程度の人

	数と想定して予算計上させていただいております。
白井委員長	よろしいですか。その他、質疑はございませんか。ないようですので、1 款総務費から 2 款保険給付費を終わります。3 款地域支援事業費から 6 款諸支出金まで、2 4 頁から 2 9 頁までです。以上で、保険事業勘定、歳出は終わります。続いて、歳入について一括質疑を受けます。1 款保険料から 8 款諸収入まで、1 1 頁から 1 6 頁までです。質疑はありませんか。以上で、歳入を終わります。次に、介護サービス事業勘定の質疑を行います。歳出について一括質疑を受けます。1 款総務費から 2 款サービス事業費まで、3 2 頁から 3 3 頁でございます。質疑はありませんか。ないようですので、歳出を終わります。続いて、歳入について一括質疑を受けます。1 款サービス収入から 4 款諸収入まで、3 0 頁から 3 1 頁です。質疑はありませんか。以上で、歳入を終わります。これをもって、令和 7 年度遠別町介護保険特別会計予算に係る質疑は終わります。議案第 2 1 号令和 7 年度遠別町介護保険特別会計予算について、総括質疑を受けます。質疑はありませんか。以上で、令和 7 年度遠別町介護保険特別会計予算の総括質疑は終わります。暫時休憩いたします。1 1 時までといたします。
	休憩（1 0：4 7） 再開（1 1：0 0）
白井委員長	休憩を解き会議を再開いたします。白幡議員の質疑に対し診療所外構工事の回答が高田課長より出ておりますので、よろしくお願いします。
建設課長	白幡委員の診療所の外構工事の関係の質問について回答させていただきます。診療所の外構工事につきましては、令和 6 年度に解体したところに令和 7 年度で駐車場を整備することになるんですが、解体工事が冬場にかかるということで、冬場までかかるんじゃないかということで、一度埋め戻して整地した後、令和 7 年度でまた掘削ということにしております。埋め戻した理由につきましては、掘り起こしたままですと、一応水が溜まるだとか、崩れて危険が生じますので、そのため一度埋め戻した形で実施しておりますので、御理解願います。
白井委員長	白幡委員、よろしいですか。白幡委員。
橋本委員	埋め戻すのは分かります。危険だっていうのは分かります。だけど、埋め戻すんだったら、路盤材をなぜ入れられなかったのかという話なんですよね。当然冬場、くぼ地だと危険なのは分かります。なぜ路盤材を入れなかったのかということなんですよ。
白井委員長	高田建設課長。
建設課長	委員おっしゃるとおり、本来、本来というか、最初に埋め戻すときに、路盤で埋め戻したほうが経費かからないんじゃないかということなんです、あくまでも工事を分けて、解体工事と駐車場工事分けて発注し

	ておりますので、今回はあくまでも令和６年度については解体工事のみの実施となっておりますので、解体工事で実施する分、あと、令和７年度では駐車場整備ということで、路盤のほうを整備するという形で実施をしております。
白井委員長	國部町長。
町長	先ほど橋本委員からもありましたとおり、民間の考えと行政の考えという部分での多少の乖離はあるのかも分からないんですけども、まず、今回、冬を挟んだという部分で、年度もまたがるというところで、業者も新たに契約し直すという、別の工事というふうなくくりの中でそういった問題が起きたと認識しております。今回そういった御意見をいただいておりますので、それも含めまして、今後も中学校の解体工事も控えておりますので、そういったところでそういう無駄のない設計を、あと、財政サイドとも連携を密にしながら、財政的にも有利な方法を模索しながら、無駄のないような工事を心がけたいと今後考えますので、御理解お願いいたします。
	（「分かりました」との声あり）
白井委員長	よろしいですか。続きまして、議案第２２号令和７年度遠別町簡易水道事業会計予算について質疑を行います。収益的収入及び支出について質疑を受けます。支出から行います。６頁から１１頁です。質疑はありませんか。ないようですので、以上で支出についての質疑は終わります。続いて、収入について質疑を受けます。４頁から５頁の２頁です。橋本委員。
橋本委員	４頁の給水収益なんですが、令和６年度の最終予算で９,２００万から８,５００万、７００万減額して、さらに当初予算で６,０６０万、２,４４０万減額して見込んでいるんですが、令和６年度の給水収益の見込みというのはどの程度になるのでしょうか。
白井委員長	高田建設課長。
建設課長	令和６年度の給水収益につきましては、８,５００万の補正後の金額になります。今年度の給水収益のほう６,０６０万ということで、昨年度の最終予算より減っているんですけども、こちらにつきましては、物価高騰対策の重点支援事業ということで軽減分あります。その分が、５ページのほうの他会計補助金のところで、一番下のほう、物価高騰対応重点支援事業ですね。その２,４００万がその分になりますので、その分と合わせて大体８,５００万程度となっております。
	（「分かりました」との声あり）
白井委員長	その他、質疑はありませんか。以上で、収入は終わります。次に、資本的収入及び支出について、収入支出一括で質疑を受けます。１２頁から１３頁です。ないようですので、令和７年度遠別町簡易水道事業会計予算、歳入歳出全般について質疑を受けます。橋本委員。

橋本委員	予算書の第3条、収益的収入及び支出で、428万4,000円の赤字の予算編成にしていますが、この要因、赤字編成にした主な理由は何でしょう。
白井委員長	高田建設課長。
建設課長	3条予算について赤字になっておりますが、赤字については、現金を伴わない長期前受金の戻入と減価償却の差引きの分となっております。トータルというか、損益計算書上、収益が均衡になるようにということで、このような形でなっております。
白井委員長	よろしいですか。ないようですので、令和7年度遠別町簡易水道事業会計予算に係る質疑は終わります。議案第22号令和7年度遠別町簡易水道事業会計予算について、総括質疑を受けます。小森議長。
小森議長	それでは、簡易水道に関しましてちょっとお話をさせてください。今、日本全国で漏水事故や、いろんな事故が発生しています。その中で、昨年も天塩町において濁り水の発生が起きました。そんな中で、長期にわたる対応策を取っていた町村でもありますし、その過程として、やはり費用、弁償も含めた中での訴訟というんでしょうかね。そういう弁済も含めての議案事項になっています。それで、遠別の中で、今、この予算の中にきちっとした補修・点検、排水管、浄水場等の維持管理の費用も含まれておりますが、貯水タンクも含めて浄水場の管理、その辺の頻度をどのような形で行っているのか、また、漏水に関する遠別町全域のことですので、その辺の維持管理についてどのような形で行っているのか、これによって町民に対するライフラインの安全な作業というか、安全な管理をしているということについて、ちょっとお伺いをしたいと思います。
白井委員長	高田建設課長。
建設課長	浄水場と、あと給水管とか、そちらのほうの維持管理については、浄水場のほうの委託しておりますので、そちらのほうで職員在中してしまして、そちらのほうで水量等の確認を行っております。漏水等の対応については、そちらの水量のほうで水量増えたら警報出ますので、そちらのほうで確認しているような形で、常時監視しているような形になっております。今後については、今、令和5年、6年で更新計画立てております。令和7年度はその関係の予算は取っていないんですけども、令和8年度の実施に向けて計画進めておりますので、今後、配水池等の更新を考えておりますので、そのような形で御理解願います。
	(「分かりました」との声あり)
白井委員長	よろしいですか。
	(「はい」との声あり)
白井委員長	その他、質疑はありませんか。以上で、令和7年度遠別町簡易水道事業会計予算について、総括質疑は終わります。

	議案第 2 3 号、令和 7 年度遠別町下水道事業会計予算について質疑を行います。収益的収入及び支出について質疑を受けます。8 頁から 1 4 頁までです。質疑はありませんか。ないようですので、以上で支出についての質疑は終わります。続いて、収入について質疑を受けます。5 頁から 7 頁です。質疑はありませんか。ないようですので、以上で収入を終わります。次に、資本的収入及び支出について、収入支出一括で質疑を受けます。1 5 頁から 1 7 頁までです。質疑はありませんか。ないようですので、令和 7 年度遠別町下水道事業会計予算、歳入歳出全般について質疑を受けます。橋本委員。
橋本委員	ちょっと教えてほしいんですけど、予算書の第 4 条、資本的収入及び支出で、過年度損益勘定留保資金、当年度と 2 つに分かれているんですが、簡水は当年度だけなんです、過年度と当年度に分けた理由って何でしょう。
白井委員長	高田建設課長。
建設課長	こちらのほう、簡易水道につきましては、現年度分というか、令和 6 年度分でマイナスになりますので、現年度分のみの留保資金ということになっております。下水道については 6 年度分がプラスになるということで、過年度分ということを追加させていただいております。あくまでも見込みとなりますが、そのような形。
白井委員長	橋本委員。
橋本委員	その分け、7 4 2 万 7,0 0 0 円と 2,0 5 9 万 7,0 0 0 円の、何ていうの、分け。どういう区分をしているのか、お教え願います。
白井委員長	高田建設課長。
建設課長	過年度留保資金の分が、見込まれる全ての金額を入れて 7 4 2 万 7,0 0 0 円で、そのほかで不足する分ということで現年度分という形になっております。
白井委員長	よろしいですか。ほか、ありますか。ないようですので、以上で、令和 7 年度遠別町下水道事業会計予算に係る質疑は終わります。議案第 2 3 号令和 7 年度遠別町下水道事業会計予算について、総括質疑を受けます。質疑はありませんか。ないようですので、以上で、令和 7 年度遠別町下水道事業会計予算について総括質疑は終わります。 以上をもって、議案第 1 7 号から議案第 2 3 号までの 7 議案の質疑は全部終了いたしました。これより特別委員会としての結論を出すこととなりますので、説明員の方々の退席を求めます。説明員の方は、委員室にて待機願います。暫時休憩いたします。
	休憩（1 1：1 8） 再開（1 1：2 2）
白井委員長	休憩を解き会議を再開いたします。ただいまより特別委員会としての結論を出します。議案第 1 7 号、令和 7 年度遠別町一般会計予算につい

	てお諮りいたします。本案は、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
白井委員長	異議なしと認めます。議案第１７号、令和７年度遠別町一般会計予算について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
白井委員長	起立全員であります。したがって、議案第１７号、令和７年度遠別町一般会計予算は原案のとおり可決されました。議案第１８号、令和７年度遠別町国民健康保険特別会計予算についてお諮りいたします。本案は、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
白井委員長	異議なしと認め、採決を行います。議案第１８号、令和７年度遠別町国民健康保険特別会計予算について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
白井委員長	起立全員であります。したがって、議案第１８号、令和７年度遠別町国民健康保険特別会計予算は原案どおり可決されました。議案第１９号、令和７年度遠別町国民健康保険診療所特別会計予算についてお諮りいたします。本案は、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
白井委員長	異議なしと認め、採決を行います。議案第１９号、令和７年度遠別町国民健康保険診療所特別会計予算について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
白井委員長	起立全員であります。したがって、議案第１９号、令和７年度遠別町国民健康保険診療所特別会計予算は原案のとおり可決されました。議案第２０号、令和７年度遠別町後期高齢者医療特別会計予算についてお諮りいたします。本案は、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
白井委員長	異議なしと認め、採決を行います。議案第２０号、令和７年度遠別町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
白井委員長	起立全員であります。したがって、議案第２０号、令和７年度遠別町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。議案第２１号、令和７年度遠別町介護保険特別会計予算についてお諮りいたします。本案は、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
白井委員長	異議なしと認め、採決を行います。議案第２１号、令和７年度遠別町介護特別会計予算について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

	(全員起立)
白井委員長	起立全員であります。したがって、議案第２１号、令和７年度遠別町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。議案第２２号、令和７年度遠別町簡易水道事業会計予算についてお諮りいたします。本案は、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
白井委員長	異議なしと認め、採決を行います。議案第２２号、令和７年度遠別町簡易水道事業会計予算について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
白井委員長	起立全員であります。したがって、議案第２２号、令和７年度遠別町簡易水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。議案第２３号、令和７年度遠別町下水道事業会計予算についてお諮りいたします。本案は、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
白井委員長	異議なしと認め、採決を行います。議案第２３号、令和７年度遠別町下水道事業会計予算について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
白井委員長	起立全員であります。したがって、議案第２３号、令和７年度遠別町下水道会計予算は原案のとおり可決されました。以上をもちまして、本特別委員会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。なお、本会議における報告について口頭で行いたいと思いますが、その内容について委員長に一任願いたいと思います。これに異議はありませんか。
	(「異議なし」との声あり)
白井委員長	異議なしと認め、そのようにさせていただきます。令和７年度遠別町会計予算特別委員会を終了することに当たりまして、一言御挨拶申し上げます。予算審査の期間を通じ、議員各位並びに町理事者、職員の皆さん方には終始熱心に、かつ真摯な姿勢で審査を臨んでいただきましたことを、特別委員長の立場から敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。これをもちまして、令和７年度遠別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。